

00028

1 昭和29年7月20日 火曜日 鳥取県公報 第2583号

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和二十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

(五月分)

内不
格点數

肥料の種類	保証票添付者	検査点数
胡麻油粕粉末	齊藤製油株式会社	三
"	関根製油株式会社	一
消 石 灰	日本工業所	一
塩 化 加 里	丸紅株式会社	一
硫 酸 加 里	"	〇
硫酸アンモニア	三菱化成株式会社	一
胡麻油粕粉末	岩井製油株式会社	二
"	村田製油株式会社	二
"	齊藤油脂株式会社	二

告 示

◇ 告示

肥料検査の結果
薬価基準の改正
建設業者の登録まつ消
計量検定所の設置
めん羊、山羊の予防注射並びに検査
公平委員会の事務の委託
農地法の規定による別表に代る面積
農業委員会等に関する法律に基づく代表者会議
の区域
◇ 教委告示 臨時教育委員会の招集

鳥取県告示第三百六十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条
の規定に基き昭和二十九年五月及び六月中に実施した肥

鳥取県告示第三百六十二号

昭和29年7月20日 大曜日 鳥取県公報

昭和二十八年十一月鳥取県告示第四百九十三号をもつて

公示した使用内用薬、使用外用薬及び使用注射薬の購入
価格を昭和二十九年厚生省告示第百四十八号をもつて公
示された薬価基準によることに改正し昭和二十九年六月
一日から適用する。

昭和二十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 名称 所在地 申請者氏名 登録まつ消年月日

鳥取県知事登録 (ろ)第一二五号	昭二七、六、二五	児島組	鳥取市吉方一区三〇三	児島英也	昭二九、六、二五
" 第一六一號	" 六、一〇	谷口組	" 円通寺五〇一	谷口好治	" 六、一〇
" 第一六五號	" 六、一三	中尾組	米子市塩町四三	中尾和成	" 六、一三
" 第一六六號	" 六、一四	大同工業有限会社	永井幸	" 六、一四	
" 第一二四號	" 六、一九	常盤建設有限会社	日野郡溝口町溝口七〇一	亀田留吉	" 六、一九

鳥取県告示第三百六十四号

鳥取県計量検定所を次の場所に設置した。
昭和二十九年七月二十日鳥取県知事 西 尾 愛 治
鳥取市東町 鳥取県庁構内

昭和二十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

所 在 地 申請者氏名 登録まつ消年月日

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録名簿から次のように登録をまつ消した。

鳥取県告示第三百六十三号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録名簿から次のように登録をまつ消した。

3 昭和29年7月20日 火曜日 鳥取県公報

鳥取県告示第三百六十五号

次のようにめん羊山羊腰痺痺予防注射並びに肝蛭の検査及び駆除を実施するので家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定によりめん羊、山羊の所有者に対して予防注射並びに検査をうけることを命ずる。

昭和二十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 実施の目的 めん羊山羊の腰痺痺、肝蛭の予防のため
- 二 実施区域別表のとおり
- 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
めん羊山羊腰痺痺予防注射——めん羊、山羊
肝蛭検査——めん羊山羊腰痺痺予防注射——アンチモン剤、静脈注射
めん羊、山羊
- 四 實施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査の別及びその方法
めん羊山羊腰痺痺予防注射——アンチモン剤、静脈注射

肝蛭検査——渡辺氏式虫卵検査及び小野氏

別表 式皮内反応�査			
実施期日	時 間	実施区域	実施場所
七月二十八日	九、〇〇～一二、〇〇	旧松保村 大和村	同上
二十九日	"	" 吉岡村 美穂村	"
三十日	"	湖山村 東郷村	"

鳥取県告示第三百六十六号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、倉吉市、東郷町学校組合及び閑金町、倉吉市学校組合の公平委員会の事務を次の規約により鳥取県に委託を受けた。

昭和二十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

倉吉市、東郷町学校組合と鳥取県との間の
公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

竹三び郷町び津小前吉大の夜及米ちの取う桑鳥
田朝東町長青村鴨の市篠う見び子前島市ち「取
」町郷の瀬谷、倉西津ち、米市の取賀前島市
関三町う、町浜岩吉郷、前米子中米市露の取東
金徳花ち羽勝村美市及島の子市部子吉及島市部
町見前合部町町倉び吉米市住の市岡び取旧の
の三の町、の吉倉市子彦吉う福及島市市う
う朝三東浅日青う、吉河市名、ち生び取美及ち
町朝郷津置谷ち倉市北和及米前、島市保び前
前三町町及村町前吉上の田び子の米取未、島の
の朝の舍びの市北う、米市米子市恒島取島
関、う人羽羽う田大条之子弓子市大、取市取
金三ち、合合ち後鴨、前子市浜市車郷、島市稻市
町朝前東町町前村の市富の米尾、取湖葉中
矢町の郷宇の及う吉倉崎益う子及米市東、ノ
送旭三町野う青びち市吉津、ち、び子湖の島郷、
及朝東、ち谷網前倉市及米前米市南う取
北び町郷泊前時代の吉上び子の子子東のち市
条三小松村の青村倉の井米市米市部う前邑取
町朝鹿崎、羽谷、吉う、子美子加福のちの美市
の町、及東合及酒市ち倉市保市茂米う前島の富

西	東	氣	岩倉米鳥
手村大余境渡泊赤由関東羽伯青酒高岩美吉子取			
間、国子町村郡崎良金郷合郡谷津郡美郡市市市			
村東村村、町町町町町村、町村			
、長、上外			
大田法中道江	東北三泊	日浜	
幡村勝浜村町	伯条朝村	置村	
村、寺村	町町町	村町	

二、町
○

七

郷昭昭石村、溝口町のうち前の溝口町二部、阿毘縁村、
村和石見村、溝口町のうち前の溝口町二部、阿毘縁村、
二十九年三月末日現在に於ける日光村、江尾、八尾、

日	西	東	氣	岩倉米鳥
郷村阿野村	上伯村	赤伯村	赤伯村	村若八散原町村中郡頭福大美吉取
郡昆郡	長郡	郡	郡	櫻東岐町、私家郡部成郡市市
江縁村	田村	大町	大町	大町村村、船社都町、村村
溝府村	所子	下東	西岡村村	上丹安郷町、八
町石	所子	中伯	智佐上	用私比部村、瀬都村村、河頭治村
八見	山町	山町	岩美町	

ちち青上若原船富智町福村びの取市水鳥
前前前谷私櫻町岡沢頭大部、大倉市市美取
ののの町都町、町御村岩成吉大穂、ち前邑
赤東關の村の郷の智の門、井村市市正、鳥
崎伯金う、頭う、郡町大高及、茅城び取
町町町大村、ち町ち八家、茅城び取
太村、ち町ち前散前山前上町小、島高取
以浦南前村前散前山前上町小、島高取
西安谷の岐の形の村の田岩大取市市美正市
、及及青用若村船、山、う村、町村東のの郷、
下びび谷頬櫻安岡智郷村私前東のの郷、
中東關町町町部大町、都の村う、ち、
山伯金日若村伊土智村郡、ち、倉前吉の取
村町町置木及八及師頭、家浦前吉の取
上橋守谷村び東び及町佐町富の市市市田、
長、若村船び那治國町本大久取大、
田赤東關小櫻岡智岐村中及庄市和鳥
村崎伯金鶯町丹町頭、及び村村の明及取
、町町町河池比隼町智社び大、成う治び市
所ののの村田村、智頭村郡岩蒲器ち、
千子うう、河頭町、家村生及前鳥取代

氣	八	岩倉鳥
村宝高町村若八散原町村中郡頭福大美吉取		
木郡	櫻東岐町、私家郡部成郡市市	
青村	大町村村、船社都町、村村	
谷町小鶯河	上丹安郷町、八	
	用私比部村、瀬都村村、河頭治村	

米村村赤
沢、山宇賀町のうち、
上村川村、村、幡郷の赤
福榮村村、村、春日安田、上
江府町大山村、村、日吉津山村、
のうち前村村、村、逢坂村村、
江府大天町宮和津

西	東	榮
日野福大	高村日幡天伯	村、吉郷津郡中町
榮宮郡逢坂村	宇津村村、村、田村	村、田村
村村、	大川、春賀	赤誠
江山府上町村	山村大日野村、和村村	磯町、

二、町
三○、町
八

鳥取県告示第三百六十八号

農業委員会等に関する法律第四十一条第二項第一号に基づく代表者会議の区域を次のように定める。

昭和二十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

区 域 名

八頭郡地区 八頭郡一円

岩美郡地区 岩美郡一円

鳥取市地区 鳥取市一円

氣高郡地区 氣高郡一円

東伯郡東部地区 東伯郡の内

町、羽合町、北条町、関金町

鳥取市湖東のうち前後のうち前の米子市大篠、智頭、境町のうち前の酒津村、上道村

西気八岩米鳥
境町郡郡郡市
酒智岩美
津町町

上道村

東伯郡西部地区

東伯郡の内 濬手村、由良町、柴
村、東伯町、赤崎町、下中山村、
上中山村、大誠村

倉吉市地区

倉吉市一円

西伯郡西部地区

西伯郡の内 名和町、高麗村、大山
津村、大國村、法勝寺村、東長
田村、上長田村、大幡村、幡鄉
村、春日村、日吉津村、果村、
田村、上長田村、大幡村、幡鄉

○、町
一

三反及び一反に該当しない市町村

鳥取市高草のうち前の郡家町下私都市、農業、米里村、多里村、福栄村、昭和二十九年九月九日現在に於ける日光村、

江栄村阿野伯大
府村、昆縁村、
溝口村、山上

○、町
二

三反及び一反に該当する市町村

家村、東伯町のうち前の大幡浜村、美郷村、大渡村、赤崎町、大庄町、内、大法勝寺村、境町、赤伯町のうち前の大高村、名和村、名和里村、米里村、穂村、山村、大山村、阿大年昆誠郡

東氣八岩鳥
村、大山村
瑞穂家里村
町

○、町
三

米子市、倉吉市、東伯郡、西伯郡、日野郡

七、町
一

鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡

五、町
九

余子村赤東前、及び前の大中成郷、北条町のうち前の大渡村、赤崎町、大庄町、外江町、前の大法勝寺村、境町、赤伯町のうち前の大高村、名和村、名和里村、米里村、穂村、山村、大山村、阿大年昆誠郡

日野淀県
町、野坂町、
江府町、多里
溝口村、根雨
町、名和里村、
名和村、名和
里村、米里村、
穂村、山村、
大山村、阿大年
昆誠郡

日野淀県
町、野坂町、
江府町、多里
溝口村、根雨
町、名和里村、
名和村、名和
里村、米里村、
穂村、山村、
大山村、阿大年
昆誠郡

米子市地区 大高村、大和村
日野郡地区 米子市一円、
日野郡一円

大高村、大和村

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十九号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年七月二十日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一日時 七月二十日 午前十時三十分

一場所 県教育委員会議室

一議題 昭和二十九年度公立学校施設整備
補助金配分について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発行者 島取縣島取市東町
刷 所 島取縣島取市東町
縣 印 刷 所